

令和4年度

泉大津市財政健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

泉大津市監査委員

泉大監第27号

令和5年9月1日

泉大津市長 南 出 賢 一 様

泉大津市監査委員 池 田 学

泉大津市監査委員 丸 谷 正八郎

**令和4年度泉大津市財政健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見の提出について**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度泉大津市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	5
第2	審査の期間	5
第3	審査の方法	5
第4	審査の結果	6
1	財政健全化判断比率	
	（1）総合意見	6
	（2）個別意見	6
	（3）是正改善を要する事項	7
2	資金不足比率	
	（1）総合意見	9
	（2）個別意見	9
	（3）是正改善を要する事項	10
	資料	
	健全化判断比率の状況	11
	連結実質赤字比率等の状況	12
	実質公債費比率の状況	13
	将来負担比率の状況	14
	経常収支比率の状況	15
	資金不足比率に関する算定様式	17

令和4年度泉大津市財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率
 - ① 実質赤字比率
 - ② 連結実質赤字比率
 - ③ 実質公債費比率
 - ④ 将来負担比率
- 2 令和4年度決算に基づく資金不足比率
 - 水道事業会計
 - 下水道事業会計
 - 病院事業会計
- 3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和5年7月28日から令和5年8月28日まで

第3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、審査に付された財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係書類により照合を行い、必要に応じて関係当局者から説明の聴取を行うなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

1 財政健全化判断比率

(1) 総合意見

審査に付された下記の財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	12.61 (11.25~15.0)	20.00
② 連結実質赤字比率	—	17.61 (16.25~20.0)	30.00
③ 実質公債費比率	8.7	25.0	35.0
④ 将来負担比率	6.1	350.0	—

注：①②の早期健全化基準については、()内の範囲で市町村の財政規模により変動する値となる。

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率（一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率）

一般会計等を対象とする当年度の実質赤字比率は黒字計上のため数値として表示していない。実質赤字比率は▲1.81%で前年度▲1.92%より 0.11

ポイント下回っている。

(実質赤字比率の▲は黒字を意味する。)

- ② 連結実質赤字比率（全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率）

一般会計、特別会計、公営企業会計を含む全会計を対象とした当年度の連結実質赤字比率も黒字計上のため数値として表示していない。

当年度の連結実質赤字比率は、▲23.76%となり前年度比率▲20.76%より3.00ポイント改善し、連結の実質収支額は4,181,461千円の黒字となり、前年度の連結実質黒字額3,719,012千円と比較すると462,449千円増加している。

(連結実質赤字比率の▲は黒字を意味する。)

- ③ 実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率）

一部事務組合等を含む当年度の実質公債費比率（3カ年平均）は8.7%となっており、前年度8.5%より0.2ポイント上回っていることから悪化しているが、早期健全化基準の25.0%より下回っている。

- ④ 将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）

一部事務組合、地方公社、第三セクター等を含む当年度の将来負担比率は6.1%となっており、前年度14.2%より8.1ポイント下回っていることから改善が認められる。早期健全化基準の350.0%より下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望する。

当年度決算にかかる実質赤字比率、連結実質赤字比率については黒字であり、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれも早期健全化基準を下回っており、各指標上では健全化が認められる。しかしながら、普通会計における財政構造の弾力性をはかる指標となる経常収支比率は 94.8%で、前年度 91.0%より 3.8 ポイント悪化しており、財政の硬直化が懸念される。

今後、人口減少と高齢化の進行が予測される中、扶助費の増加や老朽化した公共施設の改修・再編整備も要することから、より一層の財政健全化への取組みと計画的な事業実施を強く望むものである。

2 資金不足比率(地方公営企業を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率)

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

会計名	令和4年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	
病院事業会計	—	

(2) 個別意見

① 水道事業会計

資金剰余額が 2,755,988 千円となり、資金不足は発生しておらず、資金不足比率は算出されない。

② 下水道事業会計

資金剰余額が 422,993 千円となり、資金不足は発生しておらず、資金不足比率は算出されない。

③ 病院事業会計

資金剰余額が 319,739 千円となり、資金不足は発生しておらず、資金不足比率は算出されない。

(3) 是正改善を要する事項

病院事業会計については、一般会計から多額の繰入を行った結果、資金不足が一定改善されているものの、単独会計としては資金的に大変厳しい経営状況下にあることに変わりない。

資金不足比率が国の定める経営健全化基準（20％）以上となった場合には、外部監査による審査及び議会の議決を経て経営健全化計画を策定・公表するとともに、確実な経営健全化への取り組みが求められることになる。

引き続き、医師及び医療の質の確保、患者数の増加等による収益増の取り組み、運営コストの削減等による一層の経営の効率化に加え、新病院の設立及び現市立病院の診療分野の特化による抜本的な医療体制の見直しにより、収支改善を確実なものとすることを強く望むものである。

総括表① 健全化判断比率の状況（令和4年度決算）

Ver.04.00

(単位: %)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
272060	大阪府	泉大津市	-	-	8.7	6.1

団体区分

3.市

↑※必ず選択して下さい。

(単位: %)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	12.61	17.61	25.0	350.0
	398,562	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
17,598,552						

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（令和4年度決算）

Ver.04.00

団体名

大阪府泉大津市

		(単位:千円)		(分母比)
一般会計等	会計名	実質収支額	資金不足・剰余額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	319,278	319,739	1.8
	土地取得事業特別会計	0	2,755,988	15.7
	一般会計等に属する特別会計		422,993	2.4
小 計		319,278		
標準財政規模		17,598,552		100.0
実質赤字比率 (%)		-1.81		※
法 適 用 企 業				
宅地造成事業以外				
宅地造成事業				
法 非 適 用 企 業				
宅地造成事業以外				
宅地造成事業				
合 計			4,181,461	23.8
標準財政規模(再掲)			17,598,552	100.0
連結実質赤字比率 (%)			-23.76	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

大阪府泉大津市

団体名

総括表③ 実質公債費比率の状況(令和4年度決算)

Ver.04.00

(単位：千円)

	① 元利償還金の額 (繰上償還額等を 除く)(3③A表「元利償還 金」欄の値を 転記)	② 積立不足額を考 慮して算出した 額(3①表「エ」 欄の値を 転記)	③ 満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額)(3①表 「ウ」欄の値 を転記)	④ 公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金(3②表 「合計※」欄の 値を転記)	⑤ 一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	⑥ 公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	⑦ 一時借入金の利 子	⑧ 特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 値を転記)	⑨ 事業費補正によ り基礎財政需要 額に算入された 公債費	⑩ 災害復旧費等に 係る基礎財政需 要額	⑪ 密度補正により 基礎財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(ただ し、④～⑦に係 るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算 入されたものに 限る)
令和2年度	2,707,356		21,390	1,532,863	125,898	560,582	324	1,353,996	558,758	1,820,240	196,062
令和3年度	2,752,666			1,431,877	116,493	811,742	101	1,079,170	518,034	1,836,394	195,876
令和4年度	2,756,768			1,409,956	113,080	445,752		855,535	545,924	1,683,260	195,876

	⑫ 標準収入額等	⑬ 普通交付税額	⑭ 臨時財政対策債 発行可能額	⑮ 地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づく総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)	⑯ 実質公債費比率 (単年度)	⑰ 実質公債費比率 (3カ年平均)
令和2年度	12,703,807	3,569,394	998,873		6.93445	8.7
令和3年度	12,182,512	4,305,119	1,421,011		9.65863	
令和4年度	12,795,903	4,404,087	398,562		9.52293	

(参考)

	⑱ PFI事業に係る 債務負担行為に 係るもの(省令第 7条第1号)	⑲ いわゆる五省協 定等により、利 便施設及び公共 施設取得のため 行った債務負担 行為に係るもの (省令第7条第 2号)	⑳ 国営土地改良事 業並びに独立行 政法人森林総合 研究所、独立行 政法人水資源機 構及びび雄略再 生保全機構の行 うる事業に對す るもの(省令第 7条第3号)	㉑ 社会福祉法人が 施設建設のため 借り入れた借入 金の償還に對す るもの(省令第 7条第5号)	㉒ 地方公務員等共 済組合が建設し た職住住宅等の 償還を受けるた めに行う借入金 の支拂(省令第 7条第4号)	㉓ 損失補償又は保 証に係る債務の 履行に要する経 費の支出(省令 第7条第6号)	㉔ 地方公共団体以 外の者の債務を 受けた場合にお ける当該債務の 履行に要する経 費の支出(省令 第7条第7号)	㉕ その他これらに 準ずると認めら れるもの(省令 第7条第8号)	㉖ 利子補給に係る もの(政令第12 条第4号)
令和2年度	41,165						519,417		
令和3年度	41,771						769,971		
令和4年度	41,792						274,729	129,231	

総括表④ 将来負担比率の状況（令和4年度決算）

Ver.04.00

団体名

大阪府泉大津市

将来負担額

地方債の現在高	債券負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	地方独立行政法人			連結差質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
26,247,712	502,303	14,253,213	1,155,542	2,663,462	312,287	0	312,287	0	0	0
173	3	94	8	18	2		2			

(単位:千円)

充当可能財源等

充当可能基金	充当可能 特定繰入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	うち都市計画税
9,467,936	7,443,265	7,266,136	27,288,712
62	49	48	180

(単位:千円)

将来負担額 A	298
45,134,519	

充当可能財源等 B	291
44,199,913	

A - B	6
934,606	

将来負担比率 (%)	6.1
------------	-----

標準財政規模 C	116
17,598,552	

算入公債費等の額 D	16
2,425,060	

C - D	100
15,173,492	

参 考

経常収支比率の状況【令和4年度決算】

経 常 収 支 比 率	94.8 %
-------------	--------

- ・ 経常収支比率 … 普通会計における財政構造の弾力性をはかる指標

